



「感震ブレーカー」を 設置して地震による「通電火災」を防ぎましょう！

申請期間：令和8年4月1日(水)～令和9年1月22日(金)【必着】

静岡市では、市内の住宅を対象に、地震による停電が復旧したときに発生する「通電火災」を防ぐ「感震ブレーカー」を設置した方へ、設置費の一部を助成します。

感震ブレーカーとは

感震ブレーカーは、地震を感知するとブレーカーを自動的に落として電気を遮断します。

| | |
|---|--|
| 分電盤タイプ（内蔵型） 既存の分電盤ごと取り替えて設置する。 分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断する。 | 分電盤タイプ（後付型） 既存の分電盤に追加して取り付ける。 接続されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断する。 |
|  約5～8万円 (別途工事費用がかかります) |  約2万円 (別途工事費用がかかります) |

補助の対象、金額など（住宅は木造、非木造を問いません。）

| 対象者 | 補助率・額 | 対象の感震ブレーカー |
|---|---|---|
| 静岡市内に <u>住宅・共同住宅（既存）を所有</u> または <u>居住</u> している者 | 感震ブレーカーの購入及び設置に必要な経費（税込）の2/3以内 (補助限度額は3万円) | 分電盤タイプであって、一般社団法人日本配線システム工業会の感電機能付住宅用分電盤の規格で定める構造及び機能を有するもの (電気工事を伴います。) |
| 静岡市内に <u>住宅（共同住宅含む）を新築</u> する個人・住宅建設会社 | 一律1万円 | ※ <u>コンセントタイプ、簡易タイプは、補助の対象ではありません。</u> |

申請するには

電気工事を伴いますので、まず、お近くの電気工事店に、感震ブレーカーの設置について相談し、見積書をもらってください。(電気を遮断するため、医療機器等への影響、夜間に作動した場合の照明の確保などの注意が必要です。)

電気工事店に関するお問い合わせは、静岡電気工業協同組合(☎054-288-1234)、清水電気工事協同組合(☎054-353-6165)または、静岡県電機商業組合(工事部会)(☎054-281-9865)まで。



お近くの電気工事店で見積書をもらったら、工事を依頼する前に、申請に必要な書類を用意して、静岡市役所 危機管理課までご提出ください。

(持参の場合は各区役所地域総務課でも受け付けていますが、書類審査は危機管理課で実施します。)

受付期間：令和8年4月1日(水)～令和9年1月22日(金) ※土日祝は除く

※なお、申請は先着順に受け付け、期間内であっても、予算額を超えた時点で受付を終了します。必ず工事前に申請をしてください。取付後のものについては申請できません。

【申請に必要な書類】

1. 補助金交付申請書(様式第1号第7条関係)

市役所危機管理課、各区役所地域総務課、電気工事店にあります(4月以降)。
静岡市ホームページからもダウンロードできます。

2. 設置する建物が、静岡市内の住宅であることがわかる書類の写し(申請年度のもの)

例：固定資産税納税通知書の表紙及び中身(課税明細書)のページ(「居宅」と表示されている部分)または、名寄帳や建物の登記事項証明書

※新築の場合は建築確認済証の提出をお願いします。

3. 工事見積書の写し (※新築時に取付の場合は不要)

4. 感震ブレーカー設置予定箇所の写真 (※新築時に取付の場合は不要)

5. 住戸数を確認することができる書類の写し (※複数の住戸に設置する場合)

例：建物図面



書類審査後、市から補助金交付決定通知書を申請者あてに送付します。

補助金交付決定通知書が届いてから、電気工事店に工事を依頼してください。

お問い合わせ

静岡市役所 危機管理課(静岡庁舎新館3階)

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1

TEL: 054-221-1241 FAX: 054-251-5783

